

# 農家の皆様へ

平成25年10月28日  
群馬県農政部技術支援課  
群馬県西部農業事務所

落ち葉を、堆肥、腐葉土、敷料  
(マルチ資材として土壤に施用す  
る場合を含む)、軟白資材などの  
用途に利用しないでください。

群馬県及び隣接県を含む東日本17都県の落ち葉は、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の影響を受けている恐れがあることから、国から利用自粛が通知されています。

昨年に引き続き、農産物への放射性物質の影響を避けるために、県内及び隣接県の落ち葉の利用自粛をお願いします。

〈落ち葉の利用再開のためには〉

経営上のやむを得ない理由があり、国との協議の結果、利用が可能となる場合があります。その場合、県の指導のもとで、個別に放射性物質検査により落ち葉の安全性を確認し、落ち葉の適正な利用・管理を行う必要があります。詳細は、最寄りの農業事務所に相談してください。

群馬県農政部技術支援課生産環境室農業環境保全係	TEL:027-226-3038
群馬県西部農業事務所農業振興課	TEL:027-322-0539
普及指導課	TEL:027-321-3600
藤岡地区農業指導センター	TEL:0274-23-4555
富岡地区農業指導センター	TEL:0274-63-6711